

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次

高知県公安委員会告示

○警備員等に係る検定の実施（2件）

ページ

1

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

- 令和8年7月10日
- 高知県公安委員会委員長 松尾 晋次
- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 1級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
令和8年10月28日（水）午前9時
(2) 検定の実施場所
高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員
30人
- 4 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するもの
(1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
(2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、交通誘導警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者
- 5 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に

合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- (1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 車両等の誘導に関すること。
エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
ア 車両等の誘導に関すること。
イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。
(1) 検定の申請の受付期間
ア e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）を利用する方法により提出する場合
令和8年9月14日（月）午前9時から同月18日（金）午後4時まで
イ 直接提出する場合
令和8年9月14日から同月18日までの午前9時から午後4時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
(2) 検定申請書等を直接提出する場合の提出場所等
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
(3) 提出書類等
ア 検定申請書。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とする。
イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあつては住所地を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあつては当該営業所に属することを疎明する書面。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの検定申請書を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。
ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、

上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの検定申請書を提出する際に写真を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。

- エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面
1通 ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの検定申請書を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。
(ア) 4の(1)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面
(イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し
- (4) 受検対象者の確定方法
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。
- (5) 受検票の交付
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、7のただし書の時期及び場所において受検票を交付する。

- 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法等
検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、6の(2)の提出場所において納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

- 8 検定の実施に関し必要な事項
(1) 受検時の服装
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装（ジャージ及びTシャツは、不可）とすること。
(2) 持参品
ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 警笛（実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。）
エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
オ 雨着（雨天時に使用する。）
カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要な。）

9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088－826－0110内線3024）又は県内の各警察署警備係担当係 高知県公安委員会告示第20号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和8年7月10日 高知県公安委員会委員長 松尾 晋次 1 検定を実施する警備業務の種別及び級 貴重品運搬警備業務 2級 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 （1） 検定の実施日及び開始時間 令和8年10月9日（金）午前9時 （2） 検定の実施場所 愛媛県松山市上野町甲650番地 えひめ青少年ふれあいセンター 3 検定の実施予定人員 10人 4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。 5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 （1） 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 （2） 実技試験 ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行	うこと。 （1） 検定の申請の受付期間 ア e-Gov電子申請（https://shinsei.e-gov.go.jp/）を利用する方法により提出する場合 令和8年8月24日（月）午前9時から同月28日（金）午後4時まで イ 直接提出する場合 令和8年8月24日から同月28日までの午前9時から午後4時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。） （2） 検定申請書等を直接提出する場合の提出場所等 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。 （3） 提出書類等 ア 検定申請書。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とする。 イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあつては住所地を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあつては当該営業所に属することを疎明する書面。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの検定申請書を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。 ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの検定申請書を提出する際に写真を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。 （4） 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。 （5） 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、7のただし書の時期及び場所において受検票を交付する。 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法等 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付す	ること。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、6の（2）の提出場所において納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。 8 検定の実施に関し必要な事項 （1） 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装（ジャージ及びTシャツは、不可）とすること。 （2） 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 雨着（雨天時に使用する。） オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要なもの。） 9 その他 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。 10 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088－826－0110内線3024）又は県内の各警察署警備係担当係
---	---	--